



平成21年(2009年)  
**4/20**  
第1188号

発行：小平市  
編集：次世代育成部  
青少年男女平等課  
〒187-8701  
小平市小川町二丁目  
1333番地  
☎042(341)  
1211(代表)

市報



**男女共同参画  
特集号**

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.lg.jp](mailto:info@city.kodaira.lg.jp)

# 小平市男女共同参画推進条例を制定

男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して

平成21年4月1日施行

## 条例が必要な理由

市では、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策の推進に努めてきましたが、性別による固定的役割分担意識や、それに基づく社会の慣行は依然として存在しています。

男女がみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画できる社会を実現するためには、まだ多くの取り組みが必要です。市、市民等および事業者が一体となり、相互に連携・協力し、男女共同参画社会の実現に向け着実に推進していくため、この条例を制定しました。

## 条例の目的

男女共同参画の推進に関し、その理念と市・市民等・事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本的事項を定めることで、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。



## 男女共同参画を推進するための7つの理念

市における男女共同参画を推進するための基本的な考え方を示したものです。

### ①男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別によって差別されずに、個人の能力が発揮できるようにすること

### ②社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行を見直し、みずからの意思による多様な生き方の選択ができるよう配慮されること

### ③政策や方針の立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野での方針の決定に参画できるようにすること

### ④教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場で性別にかかわらず、ひとりひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること



### ⑤家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の一員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などに参画できるようにすること

### ⑥女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持

男女が、互いの身体的特質、特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題と直面することがあることを十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりをもって生きていくことで、生涯にわたって健康な生活を送れるようにすること

### ⑦国際社会および国内における取り組みとの協調

男女共同参画の推進は、国内や国際社会におけるさまざまな取り組みと協調して進めていくこと

## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に自分の意思で参画し、性別にかかわらず個人的能力を発揮することができ、ともに責任を担う社会のことをいいます。  
「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わるという意味です。

## 固定的役割分担意識とは

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている例です。